

群馬県に主たる事務所を持つ全てのNPO法人のみなさまへ

貸借対照表の公告が必要になります

平成28年度の特定非営利活動促進法改正（以下、法という）により、貸借対照表を毎年度、公告することとなりました。

この公告は、下の4つの方法のいずれかで行うことになりますが、その方法は各法人の定款で定める必要があります。

貴法人の定款を確認いただき、必要に応じて定款変更を行ってください。（定款変更の際には、定款変更認証申請または定款変更届出書の提出が必要となります。）

なお、法改正に対応し、組合等登記令も改正され、「資産の総額」の登記が不要になる予定です。しかし、組合等登記令が改正されるまでは、「資産の総額」の登記をする必要がありますので、御注意ください。

詳細については、別添資料を御確認ください。また、本件に関して不明な点等がありましたら、下の問合せ先までお問合せください。

貸借対照表の公告方法

公告方法	公告期間	記載例
1 官報に掲載	1回の掲載	この法人の公告は、官報に掲載して行う。
2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載	1回の掲載	この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
3 電子公告	約5年間	(例1：法人のホームページに掲載する場合) この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
		(例2：内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合) この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
		(例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法も定める場合) この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
4 主たる事務所の公衆の見やすい場所	1年間	この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

お問合せ先

群馬県生活文化スポーツ部県民生活課NPO・県民活動推進係

電話 027-226-2291